

200827023A

厚生労働科学研究費補助金
障害保健福祉総合研究事業

経済学的手法による補装具の価格構成に関する研究

平成20年度 総括・分担研究報告書

主任研究者 井上 剛伸

(国立障害者リハビリテーションセンター研究所)

平成21(2009)年3月

厚生労働科学研究費補助金
障害保健福祉総合研究事業

経済学的手法による補装具の価格構成に関する研究

平成20年度 総括・分担研究報告書

平成21(2009)年3月

目 次

I. 総括研究報告

- 経済学的手法による補装具の価格構成に関する研究 ······ 1
主任研究者 井上剛伸

II. 分担研究報告

1. 義肢・装具・座位保持装置供給制度の概要と現状の問題点 ······ 9
分担研究者 山崎伸也
2. 補装具供給に要する費用面の現況 ······ 19
分担研究者 我澤賢之
3. 福祉用具供給制度の海外調査 ······ 45
主任研究者 井上剛伸

III. 付録

義肢・装具・座位保持装置製作・修理事業者を対象とした補装具供給にかかる実態調査
調査票サンプル

1. 調査票 A : 義肢・装具・座位保持装置事業全般に関する調査票 ······ 59
2. 義肢の個別種別に関する調査票例 (殻構造肩義手についての調査票) ······ 67
調査票 B 1 : 補装具製作に要する個別費用 (1) 一般構造義手
3. 装具の個別種別に関する調査票例 (股装具についての調査票) ······ 73
調査票 C 1 : 補装具製作に要する個別費用 (5) 一下肢装具
4. 座位保持装置の個別種別に関する調査票例 (木製構造フレームでティルト・リクライニングがともにないケースについての調査票) ······ 79
- 完成用部品供給事業者を対象とした実態調査 調査票サンプル
5. 調査票 D 1 : 補装具製作に要する個別費用 (9)
一座位保持装置 (木製構造フレーム) ······ 85

I . 総括研究報告

I. 総括研究報告書

経済学的手法による補装具の価格構成に関する研究

主任研究者 井上剛伸 国立障害者リハビリテーションセンター研究所福祉機器開発部長

研究要旨 本研究の目的は、補装具費支給水準の基礎となる新しい価格算定式を提示するとともに、その算定式の要素である利益の水準について、経済学的観点から分析をおこない、政策立案に資する基礎情報を提供することにある。本年度は、実態調査を行い、現状制度の価格に比べて、人件費、素材費等において多くの費用がかかっていることが明らかになった。また、完成用部品が申請価格より高い価格で供給されているケースがあることも把握できた。海外調査の結果から、北欧型の一括購入により、強い市場の形成と競争原理の効果的な導入が行われていることが明らかになった。

分担研究者

山崎伸也 国立障害者リハビリテーション

センター研究所補装具製作部

主任義肢装具士

我澤賢之 国立障害者リハビリテーション

センター研究所障害福祉研究部

研究員

なる新しい価格算定式を提示するとともに、その算定式の要素である利益の水準について、経済学的観点から分析をおこない、政策立案に資する基礎情報を提供するものである。

補装具の価格算定の手法については、昭和53年度に行われた飯田ほか[1]によって義肢の生産原価等に関する調査が行われ、その結果をもとに所要生産原価と利益率にもとづいた価格算定式が開発され、さらに山内ほか[2]により価格算定式のパラメータの依拠する基本統計が更新されている。これらの研究の成果は補装具費支給水準の策定に大きく貢献してきたと考えられる。

従来の研究では、価格算定式中の利益率パラメータとして現状の平均的な利益率を採用されている。しかし、これらの研究には、厚生労働省「補装具等の見直しに関する検討

A. 研究目的

1. 研究の目的

障害者の社会参加を支えるうえで補装具は重要な役割をもつ。障害者自立支援法の施行を受け、利用者の10%負担が実施され、補装具の価格は行政の財政のみならず利用者への影響が懸念されている。本研究の目的は、補装具価格の構成を明らかにし、補装具費支給水準（「補装具の種目、購入又は修理に要する費用額の算定に関する基準」）の基礎とする

委員会」(平成 17~18 年)でも指摘された利益水準の妥当性、すなわち生産者が安定的かつ継続的に補装具の供給提供を安定して継続するだけの採算を十分に支えるに足る水準であるか、あるいは逆に過大な水準でないかの分析が含まれていない。利益水準の妥当性の評価方法として、生産物を 1 個追加的に増産するのに要する費用 (=限界費用) とそのことによって得られる利益との大小比較をする方法が知られている。本研究では、この分析を踏まえて式の形の変更も含めて検討し、現況に沿った価格算定式を提示する。

達成すべき目標として以下を設定する。

- ① 義肢・装具・座位保持装置を対象に、事業者に対し補装具生産の費用構成に関する調査を行い、現状を把握する。
- ② 新しい価格算定式を示す。
- ③ その過程で、利益水準に関する分析を行い、生産者の事業継続性・効率性についての評価を行う。
- ④ あわせて、将来の日本の補装具支給基準、あるいは制度のあり方を検討する材料とするため、外国の状況について調査まとめる。

本年度は、主に①の現状把握に重点をおき、全国規模の事業者に対する調査を行った。また④の海外調査についても平行して行った。

B. 研究方法

本年度の研究方法として、大きくつぎの段階に分けて実施した。

- 1) 義肢・装具・座位保持装置生産者に対する調査体制を構築する。
- 2) 義肢装具、座位保持装置生産者を対象に

予備調査（聞き取り・アンケート）を行う。

- 3) 上記調査の結果を踏まえ、事業者全体（約 700 社）を対象にアンケート調査を行う。必要に応じ補完的な聞き取り調査を行う。
- 4) 義肢装具、座位保持装置生産における標準的な必要経費・作業量、利益水準妥当性などの分析を行う。
- 5) カナダおよびヨーロッパへの訪問調査。

1. 調査体制の構築

今回の調査にあたり、以下の調査体制を構築した。

- ・ 日本義肢協会：義肢及び装具に関する調査への協力
- ・ 日本車いすシーティング協会：座位保持装置に関する調査への協力
- ・ 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部自立支援振興室：補装具制度の把握および、調査の実施における事業者との連絡調整等への協力

2. 予備調査

全国の義肢装具、座位保持装置の事業所から、30ヶ所を抽出し、アンケート調査を実施し、うち 19ヶ所については訪問による聞き取りをおこなった。訪問事業所の抽出においては、事業規模および地域性を考慮し、全国的な傾向を網羅できるよう配慮を行った。

アンケート調査については、後述する全国調査用の調査票を設計する際の資料とともに、共通する設問については全国調査結果とあわせて平均値等を算出するのに用いた。また、聞き取り調査の結果得られた、主要な結果は下記の通りである。

- ・ 経営状況については、「今期は赤字決算になる見込み」など厳しい状況を示すコメントが得られた。とくに、義肢の採算が厳しいという話が聞かれた。
- ・ 製作に要する所用時間については、昔に比べ長くなっているという意見と、それほど変わってはないという意見とに分かれた。ただ、実際に作業をするわけではないものの病院等での待機に要する時間が以前に比べて長くなっている状況がある。
- ・ 地域によっては、営業移動に要する費用が採算に響くことが指摘された。

3. 全国調査

3.1. 義肢等製作修理事業者を対象とした調査

3.1.1 調査概要

義肢等の製作修理事業者を対象とした調査では、下記の項目についてアンケートを作成し、調査を行った。

- ・ 個別義肢等について、基本工作法における作業にかかる正味作業時間
- ・ 個別義肢等にかかる材料費
- ・ 事業所全体の営業収支
- ・ 義肢等事業のみの収支
- ・ 雇用人数
- ・ 就労時間
- ・ 遠距離出張回数
- ・ 立地地点
- ・ その他問題点（自由記入式）

送付数 599 であり、基本的に把握できた該当事業者全数を対象とした。実施時期は平成 20 年 9 月末～11 月であり、回収率は 29%

であった。

3.1.2 分析方法

以下の分析を行った。

- ・ 調査により得られた個別の義肢等補装具製作に要する費用について、現行制度での想定費用額と比較した。
- ・ 義肢等製作事業所の採算面についての分析を行った。

3.1.3 分析方法

分析の結果得られた主要な結論は、下記の通りである。

- ・ 個別義肢等における事業所全体の平均賃金率（時給）については、現行制度の想定する結果よりも実情のほうが平均で見れば高いという結果が統計的に有意に示された。
- ・ また、装具の素材費については、現行水準にくらべかなり大きい値となっており、その背景について製作プロセスの変化などの有無について追加的な調査と検証を行う必要性があるとの示唆を得た。
- ・ 営業収支が赤字（過去 3 会計期間の平均）である事業者の比率については、統計的に有意と考え得る結果が得られた（約 3 割）。

3.2. 義肢等完成用部品供給事業者を対象とした調査

3.2.1 調査概要

義肢等完成用部品供給事業者を対象とした供給実態調査では、下記の項目についてアンケートを作成し、調査を行った。

- ・ 個別完成用部品の原価、販売価格、販売数量
- ・ 事業所全体の営業収支

送付数は 39 であり、該当事業者全数を対象とした。実施時期平成 20 年 8 月中旬～9 月中旬であり、回収率は 38% であった。

3.2.2 分析方法

下記の分析をおこなった。

- ・完成用部品の申請価格と実際の販売価格との間の比較を行う。
- ・完成用部品供給事業所の売上高利益率の分析を行う。

3.2.3 結果

分析の主要な結果はつぎの通りである。

- ・一定数の完成用部品が、部品登録・変更申請時（申請価格）より高い価格で義肢等製作事業者に販売されていることが、確認できた。
- ・事業所全体の営業収支は、平均的には黒字を確保している。ただし、赤字を出している事業者も存在することがわかった。

4. 海外調査

福祉用具の海外での供給制度について、訪問により調査を行った。調査を行った国は、カナダオンタリオ州、スエーデン、フィンランド、ドイツとした。

調査で聞き取りをした項目は以下の通りである。

- 1) 国（または州）の公的福祉用具供給システムの概要について
- 2) 公的福祉用具供給室でカバーされる費用の割合について
- 3) 利用者自身の負担額について
- 4) 公的福祉用具供給システムにおける福祉用具の価格設定について
- 5) 福祉用具の適合にかかる経費の取扱につ

いて

- 6) 義肢・装具・座位保持装置の価格設定計算式について

- 7) 価格改定の頻度について

これらの項目を基本として、2 から 4 時間程度のプレゼンテーションによる説明、質疑および意見交換を行った。

C. 研究結果と考察

1. 予備調査

現在の採算面の厳しい状況と、現行制度では所用費用として明示的に算入されていない（あるいは、特に費用がかかるケースが考慮されていない）営業移動費用の問題のあることが示唆された。

2. 義肢等製作修理事業者を対象とした調査

個別義肢等補装具の所用費用が現行制度の想定価格より高い可能性が示唆され、また事業所全体としての採算もきびしい事業者が相当数あることから、補装具価格の値上げを行うことを検討する必要があると思われる。とくに、人件費単価（時給）については、実際値が現行制度での想定値より優位に高いこと等から、人件費単価想定の見直しの必要性が示唆された。

3. 義肢等完成用部品供給事業者を対象とした調査

完成用部品事業者が部品登録・変更申請時（申請価格）より高い価格で義肢等製作事業者に販売されるケースがあることがわかった。これは、義肢等製作事業者の材料調達価

格を押し上げ、採算面を圧迫する要因の一つと考えられる。

このことから、従来公表されていなかった完成用部品の申請価格をする必要があることと、一方で完成用部品供給事業者が採算をとれるよう価格変更申請の受付を一定以上の頻度で行う必要があることが示唆された。

4. 海外調査

質問項目について各国の状況をまとめると以下のようになる。

1) 福祉用具給付の概要について

カナダオンタリオ州：それぞれの種目について、機能的なカテゴリーと品目のリスト、基準価格がきめられている。

スエーデン：各地方自治体が製品のリストを作り、それについて貸与を行っている。基本的に、国民に選択権はない。

フィンランド：各地域に設置された健康センターおよび中央病院が国が呈示したガイドラインに基づいて貸与を行っている。

ドイツ：公的健康保険（国内に約200事業者）が福祉機器購入費の補助を行っている。

2) 公的制度で負担する割合について

カナダオンタリオ州：75%

スエーデン：100%

フィンランド：100%

ドイツ：90%程度

3) 利用者の支払いの有無

カナダオンタリオ州：有り 但し、高額なものについては基金や寄付などにより利用者の負担を軽減またはなくなる場合がある。

スエーデン：無し

フィンランド：無し

ドイツ：有り（機能の高いものを購入する場合など自費を追加することがある）

4) 公的供給制度での価格設定について

カナダオンタリオ州：州で統一した製品の価格設定がある。

スエーデン：価格は設定していない。一括購入となるため、競争原理を活用し、価格をコントロールしている。

フィンランド：価格は設定していない。一括購入となるため、競争原理を活用し、価格をコントロールしている。

ドイツ：健康保険事業者ごとに各社と契約を結んで決定している。競争原理が働いている。但し、義肢装具については、国で価格を定めている。

5) 機器の適合等に関する経費について

カナダオンタリオ州：製品の価格の33.3%を小売りにかかる経費として上乗せしている。数年前に大規模な調査を行い決定したとのこと。

スエーデン：補助器具センター等で適合を実施しているので、その運営経費に含まれる。

フィンランド：健康センター、中央病院で適合を実施しているので、その運営経費に含まれる。メーカー等のサービスを必要とする場合には、製品一括購入の際に、それにかかる経費も含めて契約している。

ドイツ：適合の経費も支給額に含まれる。義肢では部品等の価格の最大48%を適合経費等として上乗せしている。

6) 義肢・装具等の価格の設定の式について

カナダオンタリオ州：無し

スエーデン：無し

フィンランド：無し

ドイツ：部品代等に最大48%を上乗せ

7) 価格改定の頻度

カナダオンタリオ州：3年ごと

スエーデン：業者とは年間契約

フィンランド：業者とは年間契約

ドイツ：義肢・装具は2年ごと

今回の調査で、北欧型のレンタル制度における一括購入が、市場原理を活用した効果的な制度であることは注目すべき点であった。適合にかかる経費についても年間の契約の中で競争原理を働かせ、価格のコントロールを行っている。ドイツでは、競争入札による質の低下を危惧していたが、スエーデン、フィンランドでは、サービスの質も含めた評価手法を採用しているとの情報もあり、対応策がとられていると考えられる。ただし、毎年、細かい契約内容を決定するには、ある程度の手間がかかるものと考えられる。また、競争原理の導入の流れは、EUの法令に従う中での動きでもあり、今後の動向には注目していく必要がある。

E. 結論

本研究では、補装具価格の構成を明らかにし、補装具費支給水準の基礎となる新しい価格算定式を提示するとともに、その算定式の要素である利益の水準について、経済学的観点から分析をおこない、政策立案に資する基礎情報を提供することを目的とし、本年度は、現状把握のための全国調査を実施した。また、海外の福祉用具の価格決定の仕組みについても調査を行った。

その結果、以下の結論を得た。

- ・ 義肢等製作事業の現状について、賃金率

(時給)の想定をはじめ、全体的に現行制度での補装具基準額で想定されているより多くの費用が実際には掛かっている可能性が示唆された。

- ・ また義肢等における、人件費、素材費が現行制度に比べ増加している傾向が示された。またこれとあわせて、現行制度で想定されている素材単価、工作法等が現状では大きく変わっている可能性が示唆された。
- ・ 完成用部品について、一部の事業者では申請価格より高い価格で供給されており、それが義肢等製作事業の採算を厳しくしている可能性が示唆された。
- ・ 海外調査の結果から、北欧のレンタル方式により、市場原理が働くことが確認できた。このような市場原理を日本の公的供給システムに導入するかが、改めて課題として浮き彫りになった。

次年度以降、本年度行った調査結果を基にさらなる分析を進め、価格算定式の提案および経済性の観点からの補装具の価格決定方法の提案を行っていく予定である。

F. 研究成果の行政への貢献

本研究において実施した義肢装具、座位保持装置の事業者を対象とした調査は、平成21年度補装具価格改定に向けた基礎データとして厚生労働省に提供された。本研究において得られた結果を参考に、平成21年度に向けた義肢等基準価格の改定の際、人件費の想定単価(時給)が引き上げられた。

また、完成用部品供給事業者を対象とした調査結果に基づいて、完成用部品供給事業者

から義肢等製作事業者への販売価格（すなわち、部品登録・変更申請時の申請価格）を平成 21 年度以降公表することになった。

G. 健康危惧情報

特になし

H. 参考文献

- [1] 飯田ほか：「補装具の種目、構造、工作法などに関する体系的研究」、厚生省厚生科学研究（特別研究事業）昭和 53 年度特別研究報告書、(1979).
- [2] 山内ほか：「義肢装具の工作法等に関する調査研究報告書」、テクノエイド協会、(1996)

II. 分担研究報告

II. 分 担 研 究 告 書

1. 義肢・装具・座位保持装置供給制度の概要と現状の問題点

分担研究者 山崎伸也

国立障害者リハビリテーションセンター研究所 補装具製作部主任義肢装具士

研究要旨 本研究では、義肢等製作事業者並びに完成用部品製作事業者を対象に聞き取り調査を行い、現行制度下でのそれぞれの供給事業上の問題を、特に費用・採算にかかる点を中心に調査し、明らかにした。義肢等製作事業者からの聞き取り調査の結果は、義肢を中心に現状の採算面の厳しさをうかがわせるものであった。また、現行制度では考慮されていない、営業時の長距離移動コストの問題や営業待機時間の長時間化の問題や、成長対応型の座位保持装置用完成部品等について数年単位の中長期的な期間で費用を抑えるという考え方について、制度でどのように扱うべきか検討事項として挙げられた。一方、完成用部品についても、輸入部品の原価値上げなど環境面の変化がみられる。このような、変化に対応するべく、完成用部品にかかる申請を事業者が計画的に行えるように、申請スケジュールの明示ならびに安定化が必要であることが示唆された。

A. 研究目的

本研究の目的は、義肢・装具・座位保持装置（以下義肢等）の供給が現行制度の定める交付基準の下で、義肢等製作事業者が持続的に供給を続けることが可能かを評価することにある。

B. 研究方法

数値データによる費用面に関する分析は、次章（「補装具供給に要する費用面の現況」）に譲るとして、本章では義肢等供給にかかる事業者の側から見た問題点を聞き取り調査をもとに明らかにする。

調査では、全国 19 の義肢等製作事業者と 1 つの完成用部品供給事業者を対象に聞き取り実施した。聞き取り内容は、それぞれの事業を

運営する上で生じる問題についてであり、特に費用面・採算面を中心に聞き取りを行った。義肢等製作事業者の調査対象事業者の抽出については、日本義肢協会、日本シーティング協会のご協力を得て、地域や事業者規模等、なるべく多様な対象が含まれるように配慮した。

なお、義肢等製作事業者については平成 20 年 7 月に、完成用部品供給事業者については同年 8 月に調査を実施した。

C. 調査結果

聞き取りの結果得られた主なコメントを下記に挙げる。

1. 義肢等製作事業者への聞き取り調査

経営状況に関するものについて	
	「今期は赤字決算になる見込み」などの、経営状況の厳しさを示すコメントあり。
製作に要する時間について	
	義肢・装具について、20 年位前との比較で、所要作業時間が増えている。ベテランのスタッフの中には「昔の倍時間がかかるようになった」という人もいる。 一方で、「それほど変わっていない」という事業者もあり、意見が分かれている。
以前と比較して、作業時間を短くする方向に影響していると考えられる要因について	
	義肢について、ものを作る時間自体はモジュラー化が進んだことで、作業時間が短縮している部分があるのではないか。
以前と比較して、作業時間を長くする方向に影響していると考えられる要因について	
	デザイン、色、形状といった、外装面などで、機能面以外のところにこだわりのある利用者が増えている。これに要する費用について、なかなか利用者に自己負担をしてもらいにくく、事業者が負担をしている。 ※ たとえば、歩行時などに膝の形がきれいに出るように、など。 ※ 座位保持装置などでは、利用者である児童の両親が見た感じの良さをもとめる場合がある。 装具について、オプションとして利用者の自己負担分としている事業者もある。 完成用部品の高機能化にともない、利用者に合うように調整するのに要する時間が増えている。
その他	
	補装具の件数をこなした数で、製作技術の成熟度が決まってくる。このため、件数の集まる事業所とそうでない事業所との間に、事業所間の技術格差(製作に要する作業時間等)に差が出てきているのではないか。 経営が厳しい中で、技術向上に努める余裕がなくなってきた。
営業における移動等に付随する費用にかかる問題について	
	元々営業先として関わりのある病院の先生が他地域に異動をしたあと、異動先の病院に入りするようになる、といったなかで、遠隔地の取扱が生じてきている。 ※ 事業者によって、同一地域に複数の営業先があるところもあれば、単一の営業先に行くため長距離移動を要するところもある。この点、同一地域でも、事業所によって差がみられた。 事業所によって、作業時間にしめる製造と営業の比率は、製造のほうが長いとするところ、営業が長いとするところ、分かれるところである(何を作るかが関係する部分もある)。 事業所としては、遠距離の移動をすると採算上厳しいので、なるべく事業所に来て下さることを求めている。

山間部などの交通不便地に在住される利用者さんについては、なるべく近場に来てもらうようにしている。

移動に伴う利用者の費用負担について。利用者の中でも遠隔地(事業所から 80km、120km)から交通費を自己負担して来て下さる利用者さんがいる一方で、自宅に来ることを求める利用者さんもいる。利用者の費用負担上不公平が生じている。

営業における移動等に要する時間は、製作するものの種別で大きく変わることはない。

交通不便地などで、更生相談所による巡回相談等が実施されているが、そこに呼ばれる事業者の交通費などは自己負担となる。

※ 一方、地域によっては交通費などの支給を受けている事業者もある。

このようなサービスを以前行っていたのが現在実施されなくなっている地域もある。

特定の都道府県を指定し、長距離移動を考慮した営業移動費用を価格設定に見込んではどうか。

地域によっては、営業用の車の走行距離が3年間で 16 万キロに達するケースがある。

自宅訪問について、納品まで最低3回行かねばならないとする事業者があった。

営業先の総合病院で、整形外科医の手伝いを求められ、「毎日来てほしい」とも言われる。同業者が増えて競争が厳しくなり、総合病院では営業出入り事業者が複数ある。そのなかで、このような依頼を断りにくい。

このような状況のなかで、営業に占める、待機時間・移動時間の割合が大きくなってきている。

以前は事業所から営業先病院に「何曜の何時に行く」ということを指定し病院があわせていたのに対し、今では診療時間中補装具事業者が待機していかなければならない。これにともない、営業に占める待機時間が増えてきている。

自立支援法など制度面でどういうものがあり、どのような選択がありうるかについての説明を事業所の営業スタッフがしなければならず、長いケースで 30 分程度かかる。この点は本来、行政等で行うべきではないか

寒冷地地域で。夏場と冬場で営業移動時間が大きく異なる。夏場 3 時間で行くことのできるところが冬場だと 5 時間かかる。鉄道などの交通機関がストップするリスクを考えると前日入りをせざるを得ないケースもあるなど、営業移動の費用負担が大きくなる。

納品後のメンテナンス、修理に関して

納品後、5割方のケースでは事後調整が必要。実際に使い出してから、利用者さんが違和感を感じたり、調整すべき点が見えてくることもある。

義肢に関しては、納品後のメンテナンスに関して自宅に来てくれといわれることが多い。(→営業待機・移動費用の問題とも重なる。)

納品後 9 ヶ月の無償メンテナンス期間でも、使用者の使用法によって摩耗・破損してしまうケースもある。

「利用者が外出などの多い方で、どうしても靴がすり減ってきてしまう」、「装具をつけた子供さんが、高いところから飛び降りて、壊れた」など。

利用者の仕事によっては、3ヶ月程度で修理が必要になる場合もある。

納品後9ヶ月の無償メンテナンス期間について。納品後利用者にある程度慣れてもらうことが必要な部分もあるのに、利用者にそれを理解してもらえば「直してくれ」ということになる場合がある(従来から義肢を使用している利用者が、自身の身体能力の低下を認めることができず、「昔使っていたもののほうが良かった」など、義肢の不具合のせいにしてしまうケースがある)。

(座位保持装置)児童対象の場合、成長への対応が必要。

修理項目が少なすぎる。

規定の修理項目外のものを、どのようにするか。

修理・メンテナンスの実費自体は安価である場合、むしろ営業の移動に要する費用のほうがはるかに高い場合がある。

例えば、座位保持装置のタイヤのムシゴムの交換など

修理の際は、修理を開始してから公費利用ができない、ということのないよう、利用者ご本人に行政への連絡をしてもらうようにしている。

納品後(特に義肢利用者が出先で急に義肢故障により動けなくなってしまうことがないように)、利用者に「定期的なチェック」を求めているが、なかなかチェックに来られる方がいない。

部品の組み合わせによって、早期に破損してしまうケースがある。アルミパイプと完成用部品のチタンパーツを組み合わせて使用し、義足を製作したところ、チタンの強度にアルミが耐えられず折れてしまい、3年で破損など。

完成用部品について

補装具製作費用に直接的に関わるもの

完成用部品の公示価格は明示されているものの、補装具事業者への販売価格は明示されていないため、完成用部品が実際には想定されている販売価格以上の値段で販売をしている場合がある。このことが補装具事業の採算を厳しくしている。

高価な完成用部品には、利用者の特性に合わせて調整をするのが大変なものが多い。これを利用する場合、採算上厳しくなる。

昔申請・登録された輸入完成用部品について、為替レートが現在よりもずっと円安だった時代の価格がなぜ、今も同じ価格なのか。円の価値が上がった今は、もっと値下げできるはずだ。

補装具製作開始前の試用のための完成用部品の調達費用が補装具費には計上されおらず、負担が大きい。

一方で、この用途の完成用部品について、完成用部品メーカーから送料負担のみで無料レンタルをしているという事業者も複数あり。

<p>完成用部品メーカーによっては、送料が購入者(補装具事業者)負担となっている。</p> <p>(座位保持装置について)</p> <p>完成用部品の値段が高い。同等品を事業者で作ると個人への個別対応を図っているにもかかわらずずっと安価なものができる。</p> <p>完成用部品の価格を下げられれば、利用者や公費の負担を減らすことができる。</p> <p>完成用部品であれだけ高い物が認められるのであれば、事業者が作った場合の座位保持装置価格を挙げて欲しい。</p> <p>完成用部品は品質保障がされている面はある。</p>	
<p>(特に座位保持装置に関する)</p> <p>安価な完成用部品が広く供給されるようになればいいのだが、完成用部品申請の制度が必ずしも広く知られてはいない。</p> <p>急場に対応できるようある程度完成用部品のストックをしているが、新製品の登場により旧式化してしまい、ストックが無駄になってしまうことがある。</p>	
<p>その他</p>	
<p>リストに掲載されている完成用部品を使う前提で交付決定がなされたのに、実際にその部品を使用しようとするすでに供給が停止されていて利用できず、困ることがある。廃止手続きを徹底できないか。</p>	
<p>義肢に関して</p>	
	<p>義肢は技術的な「看板」ではあるものの、利益は生んでいない。</p> <p>義肢の採算が厳しいのに対し、装具は採算上余裕があるという、ギャップがある。</p> <p>「同一地域で義肢の取扱の多かった事業者が事業をやめた結果、急に義肢の取扱が増えたところ売上げは増えたのに利益は減少した」という話もきかれた。</p>
	<p>アルミ製殻構造義足について、所定の価格では採算上厳しい。</p>
	<p>チェックソケットが 1 本で済まないことも多々ある。肩義手で 3 本、大腿義足で 5 本程度。ただ、ここで念入りに作業をしておくことで、納品後の必要作業が減るという部分もある。</p> <p>この点、納品後の必要作業が変わってくることはあまりないだろう、という意見もあり。</p>
	<p>シリコーンのソフトインサートであるケース以外は、チェックソケットの費用の負担が現行基準のもとでは厳しい。</p>
	<p>ライナー以外でも、形式によらずチェックソケット費用を加算するようにできないか。</p>
<p>装具に関して</p>	
	<p>義肢のチェックソケット同様に、チェック用装具製作の費用を加算するようにできないか。</p>
	<p>探寸に関して、探型以上に手が掛かるケースがある(利用者が寝たきりの場合など)</p>
	<p>急ぎの場合、治療用装具に切り替える対応を取る。</p>

座位保持装置に関する	
構造フレームに関する費用問題	
	構造フレームに金属フレームの場合、所定の価格では採算上厳しい(特に、ティルトの場合)。
	構造フレームに、ティルトかつリクライニングを導入した場合、所定の価格では採算上厳しい。
	車いすフレームの場合、座位保持装置として製作する部分と重複することとなる部分について「車いすの各部位の交換価格の 95%を相当する価格と見なし、控除する」ことになっているが、これだと採算上厳しい場合がある。例えば、「完成用部品の固定金具部品を使用する場合」などの限定文言を付加してはどうか。
成長対応に関する問題について	
	成長対応の完成用部品が出てきたが、成長後の対応について補装具費をどのように利用できるのか、その制度を整える必要がある。 成長対応の完成用部品が出てきたが、関連部品については完成用部品として認められていないので、そこの部分が利用者実費負担になる。 利用者の成長に対応するため、パッドを作り替えることで対応しているものの、パッドの設定価格上むずかしい。 使用者である児童が成長してしまうと、物自体は使用可能であるにもかかわらず、使えなくなってしまう。
その他	
	他の事業も行っている事業者で、「座位保持装置単独では赤字」と指摘するところがある。 複数台給付が難しい場合がある。 ※ 利用者によっては、2台目以降として友人などのお古を使用する場合も。 「障害状況に応じた補装具の基準額」を行政で作り、その金額範囲内で多機能単一台の物を作っても良し、環境に合わせて複数台を作っても良しというようにできないか。 基本的な日常生活のあらゆる場面での「姿勢保持」を事業者としてはカバーしたい。親が介護者の場合など、利用者が成人し体が大きくなること、親の体力の低下などとともに、生活の各場面をサポートする姿勢保持装置が必要である。しかし、制度面では立位保持用のもの、トイレ使用、入浴時などのものになると自費になってしまう。 採寸・採型のいずれの手法を用いるべきか、客観的な基準を作ってはどうか。 利用者が施設にいたときに座位保持装置を作成したのだが、利用者が自宅に戻ってみると環境の違いにより使うことができなかつた、というケースがあった。製作時点で、想定する使用環境をどこまで見ておくべきなのか。 (座位保持装置)

付属品として使用頻度の高いものについて付属品リストへ入れるべき。	
利用者負担額について	
(特に座位保持装置で)	利用者が児童だと両親がまだ若いことが多い、所得も比較的低い場合が多い。1割負担が生じたことにより、作り控えも見られる。
	自己負担分についても、オプションとして価格を制度化できないか。これにより、事業者が所要費用を自己負担している部分を減らすことができるのではないか。
判定について	
	判定に先立ち、その準備としてどのような部品が合うか確認をしつつ作業を開始していたところ、作業開始後に利用者が亡くなってしまった。その費用については事業者が持つように、地方自治体よりいわれた。 ソケット等、先に作り出してみないことにはどういう物になるか見てこない部分がある。 特例補器具の認められやすさなど、地方自治体によって差がある。 義肢器具士が処方箋の案を書き、医師が内容を確認しはんこを押す、などできないか。 遠隔地の利用者を考慮し、来所判定でなく書類判定のような仕組みは作れないか。
その他	
直接費用負担の大きさに関係するもの	
	材料(石膏、金属など)のゴミになった部分の廃棄費用がかかるようになった(月十数万円程度)。以前は埋め立てで済んでいたものが、現在は分別が必要になり手間・費用が掛かるようになった。 使わなくなった補器具の廃棄に関して、利用者より頼まれた場合どうするか。うちでは、一応、利用者より手数料をもらって処理している。
直接費用負担の大きさに関係しないもの	
	医師に比べて、不平不満などが事業者に向きやすいように思われる。お客様の意見を聞くことができるということはいいことではあるが、内容によっては困ることもある。 ※ 例えば、移動費用事業者持ちで利用者の自宅訪問をしているにもかかわらず「電気代を使われた」などの指摘を受けることがある。 自宅訪問時など、医師がいないケースだと説明に納得してもらうことが難しいケースがある。 薬剤に準じるような形で、利用者が好きな補器具事業者を選べるような形になれば良いのだが。 基本費用に、どのような費用が含まれているのか、よく分からない。

2. 完成用部品供給事業者への聞き取り調査

完成用部品の動向について	
	高価格、高機能の完成用部品が増える傾向にある。
完成用部品の製作コスト・輸入調達コストについて	
	<p>輸入品については、輸出元での値上げが続いている(現地通貨建てで、年 1~1.5%程度)</p> <p>輸入品のなかで、座位保持装置用の部品は大きく、価格に比して輸入コストが比較的高い傾向がある。</p> <p>輸入の場合の為替リスクの回避について、ユーロについては為替予約で対応できるものの、ポンドや北欧系の通貨だとそれができない。</p>
完成用部品の需要動向予測について	
	義肢・装具用部品については、利用者が同じ部品をいったん使うと次の利用がある程度読むことができる。それに対し、座位保持装置用部品については、成長に伴い身体の状態が変わるため、需要を読みづらい。
完成用部品の流通コスト等調達後にかかる費用について	
	<p>流通面のコストをかけることが厳しくなってきている。ただし、流通上の情報コストや倉庫運用コストは下がってきており(宅配便のコスト、スピードの改良が倉庫の必要性を小さくしてきている)。</p> <p>義肢等製作事業者への完成用部品の貸し出しが、費用上の負担となっている。 (※註 ただし、義肢等製作事業者への聞き取り調査によれば、完成用部品メーカーによって、この種の完成用部品貸し出しを無料で行っているところと、有料で行っているところと、両方存在するようである)。</p>
完成用部品申請について	
	変更申請、取り消し申請を、随時受付できるようにするか、あるいは毎年の判定スケジュールを明示化できないか。
今後の完成用部品価格のあり方について	
	機能区分で完成用部品の種別を分け、値段を決めるのが良いのではないか。